

堺市公報 号外第9号	令和2年6月23日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
< 条例 >	
○堺市市税条例等の一部を改正する条例 【財政局税務部税制課】	3
○堺市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例 【健康福祉局健康部健康医療推進課】	9
○堺市手数料条例の一部を改正する条例 【健康福祉局健康部保健所環境薬務課】	10
○堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 【消防局総務部総務課】	11

本号で公布された条例のあらまし

- 堺市市税条例等の一部を改正する条例（令和2年条例第34号）
令和2年度税制改正に係る地方税法の改正及び新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置に伴う所要の改正を行うもの
- 堺市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例（令和2年条例第35号）
堺市西保健センターの移転に伴い、同センターの位置の変更を行うもの
- 堺市手数料条例の一部を改正する条例（令和2年条例第36号）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴う条項のずれを修正するもの
- 堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（令和2年条例第37号）
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正を踏まえ、本市の非常勤消防団員等に係る補償基礎額の引上げ及び障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用

いる利率の変更を行うもの

条 例

堺市市税条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和2年6月23日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第34号

堺市市税条例等の一部を改正する条例

(堺市市税条例の一部改正)

第1条 堺市市税条例（昭和41年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第13条中「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第18条第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第29条第1項第5号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第31条第1項中「第343条第4項から第9項まで」を「第343条第4項から第10項まで」に、「者に課する」を「者に課することができる」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項後段の場合（法第343条第4項又は第5項に該当する場合に限る。）において、市長は、固定資産課税台帳に登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第33条の見出し中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第1項中「平成31年法律第2号」を「令和2年法律第5号」に、「平成31年新法」を「令和2年新法」に、「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「平成31年新法第349条の3第29項」を「令和2年新法第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「平成31年新法第349条の3第30項」を「令和2年新法第349条の3第29項」に改める。

第42条第1項各号列記以外の部分中「所有する固定資産」の次に「(第31条第1項の規定により所有者とみなされて固定資産税が課されるものを含む。以下この条において

同じ。)を加える。

附則第3条の2第1項中「平成30年4月1日から令和2年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「平成31年新法」を「令和2年新法」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「平成30年4月1日から令和2年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「平成31年新法附則第15条第2項第6号」を「令和2年新法附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「平成31年新法」を「令和2年新法」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「平成30年4月1日から令和2年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「平成31年新法附則第15条第33項第1号イからホまで」を「令和2年新法附則第15条第30項第1号イからニまで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成30年4月1日から令和2年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「平成31年新法附則第15条第33項第2号イ又はロ」を「令和2年新法附則第15条第30項第2号イからハまで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「平成30年4月1日から令和2年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「平成31年新法附則第15条第33項第3号イからハまで」を「令和2年新法附則第15条第30項第3号イからハまで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「令和2年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「平成31年新法附則第15条第38項」を「令和2年新法附則第15条第34項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「平成31年新法附則第15条第44項」を「令和2年新法附則第15条第38項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「平成31年新法附則第15条第45項」を「令和2年新法附則第15条第39項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「平成31年新法附則第15条第47項」を「令和2年新法附則第15条第41項」に改め、同項を同条第10項とし、同条に次の1項を加える。

11 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの間に取得された法附則第62条に規定する政令で定める家屋及び構築物に係る同条の条例で定める割合は、零とする。

附則第3条の2の2中「平成31年新法」を「令和2年新法」に改める。

附則第4条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第22条 第3条の3第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、第3条の3第8項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

第2条 堺市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第3条の2第11項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

第3条 堺市市税条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「規定する収益事業」の次に「(以下この節において単に「収益事業」という。)」を加える。

第11条第1項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第2項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第16条の2第1項及び第3項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第5項中「又は連結法人税額」及び「又は当該連結法人税額」を削る。

第28条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「第59項」を「第69項」に改める。

(堺市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 堺市市税条例等の一部を改正する条例(令和元年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、堺市市税条例第29条第1項第5号の改正規定を削る。

附則第1項第2号を次のように改める。

(2) 削除

附則第2項を次のように改める。

2 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第13条、第18条及び第29条の改正規定並びに第2条の規定 令和3年1月1日

(2) 第3条の規定 令和4年4月1日

(個人の市民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の堺市市税条例（以下「新条例」という。）の規定（個人の市民税に関する部分に限る。）は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(法人の市民税に関する経過措置)

3 第3条の規定による改正後の堺市市税条例の規定（法人の市民税に関する部分に限る。）は、第1項第2号に定める施行の日（以下この項及び次項において「2号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この項及び次項において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において単に「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が2号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

4 2号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が2号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び2号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が2号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）の分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定（固定資産税に関する部分に限る。）は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

6 新条例第31条第1項及び第2項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（堺市市税条例等の一部を改正する条例等の一部改正）

8 堺市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第3項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第11項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第12項の表中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に、「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

9 堺市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第1号及び第2項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

10 堺市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第3項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第7項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第8項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

11 堺市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第4号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に、同項第5号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に、同項第6号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に、同項第7号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改める。

附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第3項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第4項中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改める。

附則第5項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第10項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改める。

附則第11項の表中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に、「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第12項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改める。

附則第13項の表中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に、「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

堺市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年6月23日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第35号

堺市保健所及び保健センター条例の
一部を改正する条例

堺市保健所及び保健センター条例（昭和38年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表堺市西保健センターの項中「鳳南町4丁」を「鳳東町6丁」に改める。

別表中「別表」の次に「(第5条関係)」を加える。

附 則

この条例は、令和2年8月11日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

堺市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年6月23日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第36号

堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第25条第8号中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年9月1日から施行する。

堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年6月23日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第37号

堺市消防団員等公務災害補償条例の
一部を改正する条例

堺市消防団員等公務災害補償条例（平成20年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

第13条第2項中「向って」を「向かって」に改める。

附則第5条第5項第2号及び第6項並びに第6条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中

12,400円	13,300円	14,200円
10,600円	11,500円	12,400円
8,800円	9,700円	10,600円

を

に改め、同表の備考

12,440円	13,320円	14,200円
10,670円	11,550円	12,440円
8,900円	9,790円	10,670円

1中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の堺市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項、附則第5条及び第6条並びに別表の規定は、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第5条第2項及び別表の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下これらを「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由が生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行日の前日までの間に、この条例による改正前の堺市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定による補償基礎額に基づき支給された損害補償は、新条例の規定による損害補償の内払とみなす。